

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成30年6月8日(金) 午後3時00分～午後3時35分
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
 3. 出席委員 農業委員(11名) 農地利用最適化推進委員(4名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	中江 彰	1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	上田美加子	2	寺田 勉
3	鶴山 久雄	10	欠 席	3	稲岡 丈介
4	小川 隆興	11	藤岡 秀信	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	木下 浩明	13	本郷 保則		
7	欠 席				

4. 欠席委員 農業委員(2名) 7番 梅田 昌宏 10番 前田 全計
 推進委員(0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農地法第18条第6項について通知の件

議第4号 その他

1) 生産緑地の主たる従事者証明について

2) 専決処分の報告について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

7. 会議の概要

議 長 それではただ今から6月の定例委員会を開催致します。

本日の出席委員は、農業委員13名中11名が出席して頂いておりますので総会は成立していることを報告致します。

なお、前田委員は、水の管理で役があたっておりどうしても出席できないと連絡がありました。梅田委員からは欠席するという連絡を頂いております。

また、推進委員は4名全員出席して頂いております。

(会長あいさつ)

議 長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(議長一任の声有り)

議長 議長一任との声がありましたので、本日の議事録署名委員に11番、藤岡委員さんと、12番、弓場委員さんのお二人を指名しますのでよろしくお願い致します。続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の龍局長と東浦補佐を指名致します。

議長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。まず、議第1号を議題と致しますが、この案件につきましては、上田委員さんの親族が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。

(上田委員、退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、売買による所有権の移動でございます。

番号1番、申請地、大字曾大根4□□番(畑)1,149㎡、譲受人、南陽町、□□□□、譲渡人、檀原市、□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。なお、譲受人の耕作面積は、2,134㎡と下限面積を満たしております。

番号2番、申請地、大字松塚□9番1(田)658㎡、大字松塚□9番2(田)803㎡、譲受人、大字松塚、□□□□、持分3/4、香芝市、□□□□、持分1/4譲渡人、大字松塚、□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。なお、譲受人の耕作面積は、45,414㎡と下限面積を満たしております。以上、議第1号につきましては2件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い、記載された内容の審査基準の農地法第3条第2項について説明させていただきます。まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、全部効率利用要件につきましては、どちらの譲受人も専業農家であり、耕作に必要な機械の保有状況、農作業の従事者数等からみて、現在保有しているすべての農地の耕作状況、又は管理状況からして、今回取得する農地も含め、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。次に、権利の取得後の常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の、現在の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、従前より耕作されている地域であり、周辺の営農に支障をあたえることなく耕作されるものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

12番 □□さんの下限面積についてですが、45,414㎡という面積は□□さんの面積ですね。□□さんの下限面積はいくらなのですか。

事務局 □□さんと□□さんは親子であり、農地法の法改正からは、同居されていない三親等内の親族であって、同一経営されている場合は同様に面積の扱いを致しますのでこのような記載になっております。□□さん自身の耕作面積も、2,000㎡を超えてお

りますので下限面積は満たしております。

12番
事務局

できたら2段書で入れて頂く方がわかりやすいのではないですか。

3条許可の要件では同一となっておりますので、こういう記載となることをご理解いただければと思います。

議長

他にご意見、ご質問ございませんか。ないようですので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議第1号は、原案の通り決定し、委員会処理と致します。続いて、議第2号を議題と致しますが、議題に入ります前に、上田委員さんの入室、着席をお願い致します。

(上田委員入室、着席)

議長
事務局

上田委員さんが着席されましたので、事務局から説明をお願いします。

議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を賃借権の設定及び売買による所有権の移転により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字吉井□□□番(畑)652㎡、譲受人、大字根成柿、□□□□□、譲渡人、大字根成柿、□□□□、賃貸借権の設定により太陽光発電設備への転用申請でございます。場所は、部会現地調査順序表第2番目、菅原小学校より□□へ約80mのところでございます。

番号2番、申請地、大字大谷□番(田)1,566㎡、譲受人、大字大谷、株式会社□□□□□、譲渡人、大字大谷、□□□□、売買による所有権の移転で、露天駐車場への転用申請でございます。場所は、部会現地調査順序表第1番目、大和大谷別院より□□へ約100mのところでございます。

以上、第2号議案につきましては2件の申請で、いずれも申請に伴う必要書類等は具備致しております。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長

それでは農地部会の審議内容を報告させていただきます。

番号1、大字吉井の□□さんで賃貸借権の設定にて太陽光発電設備への転用の申請であります。申請地の現況は、休耕状態にあります。周囲の状況は、北側と西側は宅地、南側と東側は農地です。現状のまま整地し、土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方や吉井水利組合からも同意を得ています。雨水は自然浸透で北側の既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われます。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。

番号2、大字大谷の株式会社□□□□□さんの露天駐車場への転用の申請であります。申請地の現況は、耕作されています。周囲の状況は、北側と南側と西側は農地、東側は申請者所有の宅地です。周囲に擁壁をもうけ、地上げし土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方々や大谷水利組合からも同意を得ています。雨水は、自然浸透で東側の既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われます。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。

以上、農地部会での審議結果を報告させていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 　それでは説明させていただきます。番号1番、吉井の申請地の農地区分は、街区の面積に宅地の占める割合が、4割を超えており、第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は、自己資金でまかなう計画で、申請者名義の金融機関の通帳の写しが添付されており、事業計画書の資金計画内容からして転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請者からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手し約3ヶ月で完成とのことでありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、パネルの設置枚数等から妥当な面積であると判断致します。

番号2番、大谷の申請地の農地区分は、近鉄築山駅から約800mに位置し、第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は、会社の資金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書が添付されており、事業計画書の資金計画内容からして転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請者からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手し約2ヶ月で完成とのことでありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、駐車台数35台分の計画ですので、妥当な面積であると判断致します。

議長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

12番事務局 　中江さんの申請は、賃貸借ですが、面積の要件は関係ないのですか。

転用に関しては、所有権移転も、賃貸借権設定でも面積の要件はありません。農地としてお使いになる場合は、下限面積の要件が必要となりますが、今回は転用されますので面積要件はありません。

4番事務局 　1番の大谷の申請ですが、面積が大きくてかなりの台数が駐車できると思うのですが、これぐらいの面積が必要なのですか。

申請されている会社が、大谷の村の中にありますので、その従業員さんや社用車の駐車に使用されます。工場は駐車場の東側にもございますので、全体的に使用されると思われま。

8番事務局 　1番の吉井の申請地に以前家が建っていたように思われますが。

以前、許可を得ずに建っていたようですが、現在取り壊され農地として復元されたので申請を受け付けています。

議長 　他にご意見、ご質問などありませんか。ないようですので、採決致します。議第2号農地法第5条申請の件について、原案通り決定することに賛成の方は、挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議長 　全員賛成ですので、議第2号については、許可相当との意見を付して県へ送付することに決定致します。

次に、議第3号を議題と致しますが、この案件につきましては、上田委員さんの親

族が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。

(上田委員、退席)

それでは、事務局より説明願います。

事務局 議案書は2頁です。議第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。

本件は、農地の耕作権の解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字田井□□□番1(田)1,240㎡、借受人、大字田井、□□□、貸出人、大字田井、□□□□、解約理由は、自己耕作するためでございます。番号2番、申請地、大字松塚□□番1(田)658㎡、大字松塚□□番2(田)803㎡、借受人、大字松塚、□□□□、貸出人、大字松塚、□□□□、利用権設定が期間途中となるため、解約理由は、第1号議案の3条申請で売買により所有権移転を行うためでございます。

以上、第3号議案につきましては2件の通知でございます。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

推3番 確認ですが、今回利用権設定での解約が出ていますが、本来、利用権設定は期間が満了したら自動的に解約になるのですよね。

事務局 利用権設定は、更新の申し出をしない限り、期間満了すれば自動的に解約になりますのでこの手続きは不要です。今回は期間途中のため、解約の通知をして頂いております。

議長 他に質問等ございませんか。ないようですので、議第3号は事務局処理と致します。続いて、議第4号その他の1番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第4号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされており、市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。

番号1番、買取り申出の農地、今里町□□□番1(畑)632㎡、申出者、今里町□□□□、買取り申出事由の生じた者、今里町、□□□□□、買取り申出事由は、死亡のためでございます。なお、その他申請書類等は、具備致しております。

本件の農業の主たる従事者の確認をするにあたりまして、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、平成30年5月25日に事実確認調査を致しております。

本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登録されていた事、また買取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されている事、あるいは農地が耕作出来る状況である事の確認、さらに担当委員の今村会長への照会により、以前は本人が農業に従事していたことを確認致しております。

以上の審査の結果、□□□□□さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手でお願い致します。

（なしとの声有り）

議 長 　なしとのお声がありました。特にご質問などが無いようですので採決致します。
それでは、議第4号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第4号、その他の1番については、事務局処理に決定致します。次に、議第号、その他の2番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第4号、その他の2番、専決処分の報告について報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件並びに報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、平成30年4月26日から平成30年5月25日までの報告分でございます。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号規定による転用届出の件について、番号1番、転用届出地、材木町□□□番1（田）現況（畑）652㎡、届出人、北葛城郡広陵町、□□□□、露天駐車場、露天資材置場への転用届出です。地区担当の本郷委員へ平成30年5月22日に連絡いたしまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件について、番号1番、転用届出地、曙町□□□番1（田）813㎡、譲受人、曙町、□□□□、譲渡人、内本町、□□□□、売買による所有権の移転で、露天資材置場への転用届出でございます。地区担当の本郷委員に、平成30年5月15日に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。番号2番、転用届出地、東三倉堂町□□□番（田）1,074㎡、譲受人、奈良市、□□□□□□株式会社、譲渡人、橿原市、□□□□、持分2/4、□□□、持分1/4、□□□□、持分1/4、売買による所有権の移転で、露天駐車場への転用届出でございます。地区担当の今村会長に、平成30年5月22日に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、転用届出の報告は、第4条、1件、第5条、2件でございます。

議 長 　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問等ございませんか。

議 長 　質問等無いようですので、これで報告第1号、報告第2号を終わります。担当委員の本郷委員におかれましては大変お忙しい中ご確認いただき、ご苦労さまでした。

議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

議 長 　ないようですので、これで6月の定例委員会を終わらせていただきます。委員の皆様方には田植え時期の大変お忙しい時にお集まり頂き、ご苦労様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 今 村 平治郎

署名委員 藤 岡 秀 信

署名委員 弓 場 一 郎